

議会基本条例各条文案

【5－8 文書による質問】

A案	<p>議員は、閉会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。</p> <p>2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。</p> <p>3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。</p>
B案	